

社労士法人 大竹事務所通信

2024年12月(Vol.213)

ご連絡先（大阪事務所）
〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14
FUKU BLD.三休棟 301
電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795
URL: <http://osaka-otake.com/>



●弊所の年末年始について：12月27日(金)午後から1月6日(月)午前まで休業させていただきます●

ストレスチェックの実施義務が 50人未満事業場にも拡大へ

◆来年通常国会に改正法案提出予定

11月6日に開催された労働政策審議会安全衛生分科会に、50人未満事業場へのストレスチェック実施を義務化する案が示され、概ね了承されました。今後は厚生労働省が報告書をまとめ、来年の通常国会に労働安全衛生法の改正法案が提出される見通しとなっています。

精神障害の労災支給決定件数が、ストレスチェック制度の創設された2014年に比べ約2倍に増えている一方、50人未満事業場ではメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合が低い（令和5年労働安全衛生調査による）ことから、実施義務の範囲が拡大されることとなりました。

◆実施負担に配慮した施策が講じられる

案では、実施結果の監督署への報告義務は課さない、また、50人以上の事業場における実施内容を一律に求めることは困難として、国が現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルを作成する、との方向性が示されています。このほか、支援体制の整備等のため、施行までに十分な準備期間を設けるともされています。

ちなみに、制度創設当時のスケジュールでは、改正法公布（2014年6月25日）から施行（2015年12月1日）を経て、1年以内（2016年11月30日まで）に第1回目を実施することとされました。

◆「集団分析・職場環境改善」は努力義務

ストレスチェック制度では、集団分析を実施し、その結果を勘案して「当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずる」努力義務も課されていますが、50人以上の事業場も含めて、「義務とすることは時期尚早」とされたため、義務化は見送られました。

【厚生労働省「第170回労働政策審議会安全衛生分科会（資料）」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44958.html

新法施行前のフリーランス取引状況

～公正取引委員会・厚生労働省の実態調査結果より

フリーランスとして働く人々が安心して働ける環境を整備する目的で、11月1日に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下、フリーランス法）が施行されました。これを踏まえ、公正取引委員会と厚生労働省は共同で、新法施行前のフリーランス取引の実態を把握するために、様々な業界のフリーランス労働者と委託者を対象に、取引条件や契約内容、報酬の支払い状況などの実態調査を行いました。

◆調査結果の概要

○フリーランス法の認知度

新法の内容をよく知らないと回答した委託者は54.5%、フリーランスは76.3%と、双方ともに認知度が低い結果が出ています。業種で見ると、いずれも、建設業と医療、福祉での認知度の低さが目立ちます。

○取引条件の明示

取引条件を明示しなかったことがある割合として、委託者は17.4%、フリーランスは44.6%と回答しており、いずれも建設業において多くみられます。

○買いたたき

報酬の額について十分な協議がなされていない割合として、委託者22.2%、フリーランス67.1%と大きく差がついており、フリーランスの不満の声が多く寄せられています。

○募集情報の表示

業務委託の募集広告内容と実際の業務内容に違いがあったとする割合は、委託者で2.6%、フリーランス53.1%と差が大きく、特に生活関連サービス業や娯楽業でフリーランスにとって掲載内容の誤りや誤解を生じさせる表示であったとの意見が多くありました。

○育児介護と業務の両立配慮

妊娠・出産・育児・介護の事情に関して、業務との両立のため、委託者に配慮を求めたいフリーランスは70.7%に上ります。それに対し、応じていないと回答した委託者は0%で、フリーランスは6.8%が対応してもらえなかったと回答しています。

○ハラスメント対策の整備

フリーランスへのハラスメント対策が整備・社内通知されていない委託者は51%と、体制整備の遅れが目立ちます。

以上、法施行前のフリーランスの労働環境は、生活が不安定になるリスクが多く、不満が募る状態となっていたことがわかります。新法の施行により、これらの問題が改善されることが期待されます。

【公正取引委員会・厚生労働省「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）結果」】

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241018_freelance2.pdf

令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます

厚生労働省は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第14号）の施行に伴う、令和7年4月1日からの高年齢雇用継続給付の支給率の変更について、リーフレット等を公開しました。

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。

◆対象者

60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日）が令和7年4月1日以降の方が、支給率変更の対象となります。

◆支給率

【令和7年3月31日以前の方】

○61%以下→各月に支払われた賃金額の15%
○各月に支払われた賃金の低下率が61%超75%未満→各月に支払われた賃金の15%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が75%を超えない範囲で設定される率

○75%以上→不支給

【令和7年4月1日以降の方】

○64%以下→各月に支払われた賃金額の10%
○各月に支払われた賃金の低下率が64%超75%未満→各月に支払われた賃金の10%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が75%を超えない範囲で設定される率
・75%以上→不支給

リーフレットには、支給率の早見表なども掲載されています。高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方は、確認しておくといでしょう。

【厚生労働省「令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」】

（下記URLをコピー＆ペーストしてご覧ください。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html

企業の「賃金のデジタル払い」対応状況

◆PayPay で給与受取りが可能に

8月にキャッシュレス決済サービス「PayPay」が、賃金のデジタル払いの取扱事業者（資金移動業者）第1号として厚生労働省から指定を受けました。9月にはソフトバンクグループ各社が希望する社員に対し、給与をPayPayで支払いました。

そこで、帝国データバンクは、企業における賃金デジタル払いへの対応についてアンケートを実施し、調査結果を公表しました（アンケートの実施期間は2024年10月4日～10日、有効回答企業数は1,479社）。

◆約9割の企業が「導入予定なし」

アンケートの調査結果のポイントは、以下のとおりです。

- ・賃金のデジタル払いの「導入に前向き」な企業は3.9%、88.8%は「導入予定はない」
- ・導入に前向きな理由は、「振込手数料の削減」（53.8%）、「従業員の満足度向上」（42.3%）、日払いや前払いのしやすさなどの「事務手続きの削減」（32.7%）
- ・導入予定がない理由は、デジタル払いと口座振込の二重運用や労使協定の改定などによる「業務負担の増加」（61.8%）、「制度やサービスに対する理解が十分でない」（45.0%）、「セキュリティ上のリスクを懸念」（43.3%）

◆「賃金のデジタル払い」は普及するのか

PayPayでの賃金のデジタル払いは、ソフトバンクグループ以外にオービック、サカイ引越センター、ニチガス（日本瓦斯）グループで導入が開始（予定）されています。現状では、企業は賃金のデジタル払いの導入に対して、利便性やセキュリティへの懸念、業務への負担増などにより消極的ですが、今後、PayPay以外の取扱事業者が参入し、保証体制や安全性等が強化されれば普及していくでしょう。

【株式会社帝国データバンク「企業の「賃金のデジタル払い」対応状況アンケート」】

https://www.tdb.co.jp/report/economic/20241016_digitalsalary/

12月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第3期>
[郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合があります。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出
[給与の支払者（所轄税務署）]
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、所得金額調整控除に係る申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）] ※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。

編集後記

2024年も終わりが近づいています。やり残したことはないかと自身に問うてみましたが、なかなか胸を張って全部やりきった！と言えない状態です。…来年も頑張ろうと思います。

今月も最後までお読みくださり、有り難うございました。少し早いですが皆様良いお年を。(R.O)

スタッフブログより

【父と二人旅を致しました】

季節外れの暑さがおさまったこともあり、岡山へ父と旅行致しました。

お互いに美術館や博物館に出かけることが割合好きなこともあり、森の芸術祭なるものを見に行きました。

また後期高齢者となった父といつまで出かけられるかわかりませんので、動ける間に親孝行も兼ねて行ってまいりました（無理やり引っ張り出しました）。

道中ではこれまで話が出来なかったこと、大人になったからこそ出来る話題もあり、ますますの旅だったと今では思っています。

※母にとっては久しぶりに一人になることが出来たようで感謝の連絡が届きました。

ただお互いに少しのんびりし過ぎたこともあり、帰りの新幹線に間に合わないという事態が生じました。

これも旅の思い出です^^;

おぎの (2024-11-25)

【筋肉番付】

今年の7月末からジム通いを再開しました。

実はこれで3回目の挑戦です。

今回は週2回を目標に、仕事帰りに通っていません。

ジムには温浴施設が併設されていて、運動後にサウナや温泉でリフレッシュできるのが最高です。

先日は日曜朝9時前に到着したものの、ジムのオープンが9時半から。。

仕方なく先にサウナと露天風呂を楽しむことにしましたが、朝の静かな露天風呂は本当に贅沢なひとときでした。

以前は「続けるモチベーション」を見つけられず、途中で挫折していましたが、今回は「サウナ」が大きな支えになりそうです。

この楽しみを糧に、今度こそジム通いを継続できるよう頑張りたいと思っています。

日々の小さな楽しみを大切にしながら、健康づくりに励みます！

おおたけ (2024-11-25)

【制度改正の嵐】

最近目にした労務関係のニュースです。

- ① 「103万円の壁」見直しへ（これは所得税の関係ですが）
- ② 厚生年金保険のさらなる適用拡大（企業の人数規模の撤廃など）
- ③ 国民年金第3号被保険者の段階的な廃止
- ④ ストレスチェックが全企業義務化へ
- ⑤ 勤務間インターバル促進、14日以上の変働禁止
- ⑥ 副業時の労働時間計算方法（割増賃金について）の見直し
- ⑦ 就活セクハラ防止義務化

時期が未定のものばかりですが、盛沢山です。

育児介護休業法は、来年の4月と10月の2段階で施行が予定されています。

会社ルールや就業規則の変更が必要となる内容もあるため、適時ご案内をして参ります。

「これについて詳しく聞きたい」という話題があればぜひお声がけください。

お話をしに参ります！

にしぐち (2024-11-26)